

# みやぎ食育コーディネーター等登録事業実施要領

## (目的)

第1 この要領は、食や健康に関する幅広い知識と経験を持ち、地域の食育活動を実践する人材をみやぎ食育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）及びみやぎシニア食育コーディネーター（以下「シニアコーディネーター」という。）として登録し、食育に取り組む上で協力を必要とする県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

## (登録の対象)

第2 宮城県食育推進プランの趣旨に賛同し、地域において食育を実践する個人とする。

## (登録の要件)

第3 コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県が開催する「食育コーディネーター養成講座」を修了した者

(2) 講師や指導者として食育活動の実績がある者であって、県が指定する研修会を3回以上受講しようとするもの

2 シニアコーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら実施する食育活動への参加人数が過去2年間において延べ200人を上回る者

(2) 「みやぎ食育表彰」を受賞した者

## (登録の方法)

第4 コーディネーターの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、みやぎ食育コーディネーター登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 県は、登録申請書を受けた場合に、その内容を確認し、第3に該当すると認めたときは、台帳に登載し、登録証を交付する。

3 シニアコーディネーターについては、県が第3の2に該当すると認めたとき、台帳に登載し、登録証を交付する。

## (登録の公開及び情報提供)

第5 県は、コーディネーター及びシニアコーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）の登録情報について、県のホームページで公開するほか、県内幼稚園、小中学校等の学校関係者へ広く周知する。また、適当と認めたときは、コーディネーター等の紹介を希望する学校等に対し、当該情報を提供する。

## (活動)

第6 コーディネーター等は、第1に掲げる目的を遂行するため、次の活動を行う。

(1) 地域における自主的な食育実践活動

(2) 県、市町村、保育所、学校、団体等が実施する食育活動への協力

(3) 県の食育推進に係る普及啓発

## (活動依頼の方法)

第7 活動依頼の方法については、次のとおりとする。

(1) コーディネーター等の活動を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、みやぎ食育コーディネーター等活動依頼書（別記様式第2号。以下「活動依頼書」という。）により、県に申し込む。

- (2) 県は、活動依頼書を受理した場合には、依頼しようとするコーディネーター等に引受けの可否について確認の上、依頼者あて回答する。
- (3) コーディネーター等が引受けを決定した場合には、依頼者は依頼内容について説明するものとする。また、依頼内容に変更が生じた場合及び事業を中止する場合には、速やかにコーディネーター等及び県あてその旨を報告するものとする。

(活動の経費)

第8 コーディネーター等の活動に係る経費は、依頼者とコーディネーター等で協議を行った上で取り決めるものとする。

(活動の報告)

第9 コーディネーター等は、毎年度、4月から3月までの活動実績（見込）について、みやぎ食育コーディネーター等年間活動報告書（別記様式第3号）により、3月10日までに県あて報告するものとする。

(登録内容の変更)

第10 コーディネーター等は登録事項に変更がある場合には、速やかに県に連絡するものとする。

(登録の取消し)

第11 県は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コーディネーターの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本人から申出があったとき。
- (2) 過去3年間、コーディネーターとして活動実績がなかったとき。
- (3) コーディネーターとして相応しくない行為があったとき。

(登録者への支援)

第12 県は、本登録を効果的に推進するため、コーディネーター等に対し次の支援を行うものとする。

- (1) 市町村、教育機関等へのコーディネーター等の周知
- (2) 資料等の提供
- (3) 研修会及び交流会の開催

(庶務)

第13 コーディネーター等に関する庶務は宮城県保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月4日から施行する。